

総合体育館施設におけるダンスの利用について

総合体育館施設におけるダンスの利用について、施設保全（床保護）が必要と判断いたしましたので平成31年1月5日の利用より、下記のとおりとします。

ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

（１）体育館シューズ等を使用する場合

【体育館シューズ等】

- ・体育館シューズ（柔らかなゴム底）
- ・足袋
- ・ベリーダンスシューズ
- ・その他床を傷つける可能性のないシューズ

【利用可能施設】

小体育室（１階）、武道室（１階）、競技場（２階）

（２）専用シューズを使用する場合

【専用シューズ】

- ・ヒールのあるシューズ（社交ダンス、フラメンコなど）
- ・金具付きシューズ（タップダンスなど）
- ・その他床を傷つける可能性のあるシューズ

【利用可能施設】

- 個人使用：小体育室（１階）
- 専用使用：小体育室（１階）、武道室（１階）、競技場（２階）

【利用条件】

- ①社交ダンスで使用する場合は、ヒールカバーまたはヒールキャップを装着すること。
※カバーやキャップの劣化により、床を傷つける可能性がある場合は使用できません。
- ②タップダンスやフラメンコで使用する場合は、利用者がパネルシート等で利用範囲の床を保護すること。
- ③専用利用する場合は、利用者が**必ず**パネルシート等で利用範囲の床を保護すること。
※保護用のパネルシート等は利用者で準備すること。

平成30年12月10日

大野城市総合体育館